

重度障害者自動車燃料費助成事業について

芝山町では、令和4年4月から、重度障害をお持ちの在宅の方へ
外出支援のためのガソリン費用等の助成を開始します。



対象となる方

芝山町に居住し、住民票のある方で、

- 身体障害者手帳 1級、2級の方
- 療育手帳 ㉔、㉔の1、㉔の2、Aの1、Aの2級の方
- 精神障害者保健福祉手帳 1級の方
- **ただし、施設入所中の方や長期入院中の方は除きます。**

助成額

- 月額2,000円、1年度の上限額 24,000円
- **ただし、申請月により上限額は変わります。**
- 上限額に満たない場合は、実支出額となります。

助成額の例

4月申請→年額 24000円

5月申請→年額 22000円

3月申請→年額 2000円

助成の要件

- 対象者もしくは同一世帯員名義の車・バイクがあること
- 自動車は自家用に限ります。
- 対象者もしくは同一世帯員が運転を行うこと

申請の方法

- 申請書
- 障害者手帳の写し
- 車検証(バイクの場合は標識交付証明書)の写し
- 対象者もしくは同一世帯員の運転免許証の写し
- 以上のものを福祉保健課窓口へ提出してください。

お問い合わせ先

芝山町役場 福祉保健課 福祉係

☎ 0479-77-3914

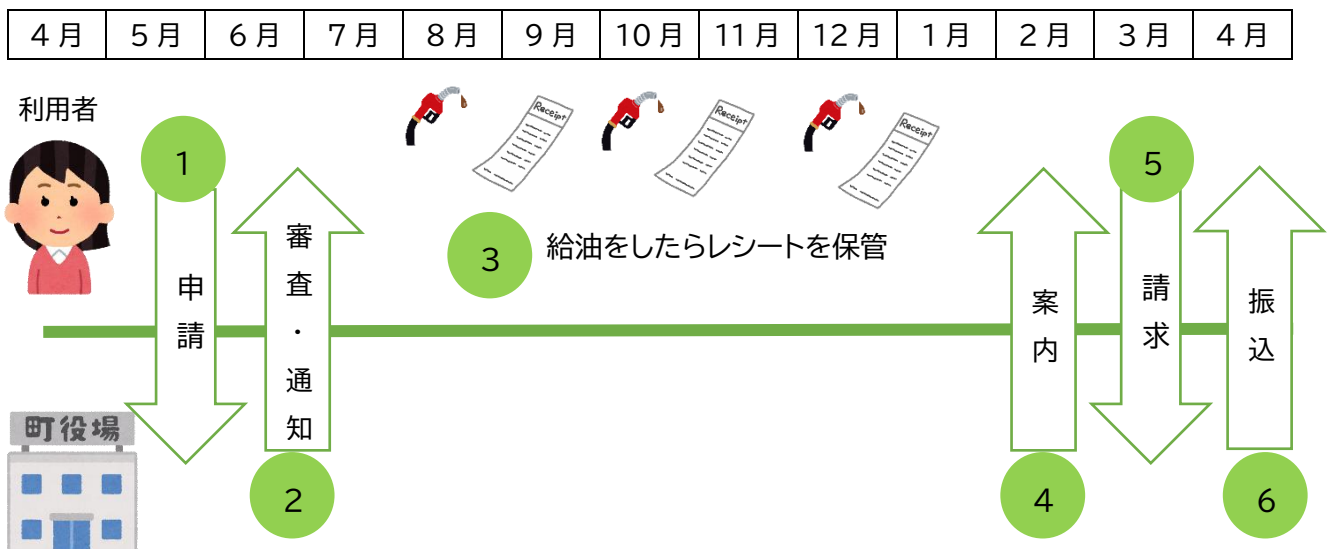
《ご注意ください！》

町では複数の外出支援事業を実施していますが、燃料費助成事業は福祉タクシー事業等と併用できません。これまで福祉タクシー事業や移送サービス事業の利用登録を受けていた方は、どちらの事業をご利用になるか選んでいただくことになります。

燃料費助成事業	福祉タクシー事業	移送サービス事業
<ul style="list-style-type: none"> 年額24,000円上限 在宅の重度障害者の方に限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回のタクシー利用につき1,000円上限に助成（年間上限48,000円） 重度障害者の方が対象です。 施設入所中や入院中の方もご利用いただけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回のタクシー利用につき2,000円上限、月5回まで（年間上限120,000円） 在宅の要介護認定、要支援者認定を受けている方が対象です。
<p>他事業との併用 はできません</p>	<p>併用 OK</p>	

👉 福祉タクシー事業から燃料費助成事業へ利用を切り替える方は、職員へお申し出ください。

《申請から助成金受け取りまでの流れ》



- ① 《利用者》 必要書類と共に申請書を町役場に提出します。
- ② 《町役場》 申請書類を審査し、助成の可否を通知します。
- ③ 《利用者》 給油をしたら、請求までレシートや領収書を保管してください。
- ④ 《町役場》 2月中に、請求のご案内と請求書を送付します。
- ⑤ 《利用者》 3月中に、請求書を提出します。（原則、年度末に1年分をまとめて請求）
- ⑥ 《町役場》 登録年度の翌4月中に、指定の口座に助成金を振り込みます。